

貸借対照表

(平成 26年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<u>流動資産</u>	1,301,649,249	<u>流動負債</u>	569,191,832
現金及び預金	307,067,886	買掛金	310,729,240
受取手形	1,071,945	短期借入金	160,008,000
売掛金	862,597,319	未払金	76,329,365
商品	15,716,058	未払法人税等	328,100
材料	750,000	前受金	6,813,030
仕掛品	86,727,000	預り金	11,472,097
前払費用	2,463,119	工事契約等損失引当金	3,512,000
繰延税金資産	11,095,000		
未収入金	13,484,681		
その他	4,800,241		
貸倒引当金	△ 4,124,000		
<u>固定資産</u>	481,879,785	<u>固定負債</u>	18,486,000
<u>有形固定資産</u>	235,592,717	長期借入金	12,486,000
建物・構築物	126,507,017	環境修復引当金	6,000,000
機械装置	8,539,275		
工具器具備品	13,675,217		
土地	85,245,200		
建設仮勘定	1,626,008		
<u>無形固定資産</u>	75,697,617		
借地権	1,806,230		
ソフトウェア	73,774,387		
施設利用権	117,000		
<u>投資その他の資産</u>	170,589,451		
投資有価証券	15,000,000		
関係会社株式	10,000,000		
繰延税金資産	23,147,000		
敷金	42,232,450		
その他	80,210,001		
<u>資産合計</u>	1,783,529,034	<u>負債合計</u>	587,677,832
		<u>純資産の部</u>	
		<u>株主資本</u>	1,195,851,202
		<u>資本金</u>	60,000,000
		<u>利益剰余金</u>	1,135,851,202
		利益準備金	15,000,000
		その他利益剰余金	1,120,851,202
		別途積立金	1,063,000,000
		繰越利益剰余金	57,851,202
		<u>純資産合計</u>	1,195,851,202
		<u>負債純資産合計</u>	1,783,529,034

(注) 当期純利益 37,795,436円

個別注記表

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

下記の評価方法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品 個別法による原価法

仕掛品 標準原価による個別法

材料 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …… 定額法

②無形固定資産 …… 定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間(2年以内)における見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法を採用し、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年以内)に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②役員賞与引当金 当年事業年度は役員賞与の支払い予定がないため、引当金の計上はしていません。

③工事契約等損失引当金

採算性の悪化した受注制作のソフトウェアおよび工事契約等に係る将来の損失に備えるため、翌事業年度以降に発生することとなる損失見込み額を計上しています。

④修繕引当金 将来、建物・設備の改修工事に充当するため、毎年度一定額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①完成工事高及び完成工事原価の計上基準

…当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェアおよび工事契約については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

借手側となる所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、リース取引開始日が、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

また、平成20年4月1日以降取引開始のリースについては、少額のため通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。